

作客

別冊

平成 年度分 市 民 税		申告書		(申告先)		平成 年 月 日 提出	
		(兼・国保税申告書)				佐久市長	
住	佐久市	フリガナ					
所		氏 名	印				
方	書	世帯主との続柄	生 年 月 日				
			明 大 昭 平 年 月 日				
		所在地	自宅	電話			

る金額に関する事項	
損害年月日	損害を受けた資産の種類
・	・
保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円	円
た医療費	保険金などで補てんされる金額
円	円
険の種類	支払った保険料
	円
計	
の保険料の計	個人年金保険料の計
円	円
保険料の計	短期保険料の計
円	円
市町村又は特別区に対する寄附金、住所地の道府県共同募金会又は日本の支部に対する寄附金の合計が10万円以上の場合に記入してください。	
先の名	
附金の合計	円
☐ 寡婦(寡夫)控除	☐ 勤労学生控除(学校名)
☐ 死別 ☐ 生死不明	
☐ 離婚 ☐ 未婚	
名	障害の程度
	級

1 収入金額等	
事業	営業等
業	農 業
不	動 産
利	子
配	当
給	与
雑	公的年金等
	そ の 他
総合譲渡	短 期
渡	長 期
一	
事業	営業
業	農 業
不	動 産
利	子
配	当
給	与
	雑
総合譲渡・一時	
合	計

2 所得金額	
事業	営業
業	農 業
不	動 産
利	子
配	当
給	与
	雑
総合譲渡・一時	
合	計

市県民税申告相談

- 市県民税申告相談…………… 2 ～ 3 p
- 市県民税申告相談日程表…………… 4 ～ 5 p
- ご存知ですか？税制改正…………… 6 p

申告相談

市県民税の申告相談を行います。

今から関係書類をそろえて、申告がスムーズに行えるよう、準備をお願いします。

会場は大変混み合いますので、地区ごとに会場と日程を指定させていただいております。

指定日の申告相談にご協力ください。

◆市県民税申告書を提出 しなればならない方

平成24年1月1日現在、佐久市に住所を有する方で、次に該当する場合

- 平成23年中に事業（農業を含む）や不動産などの所得があった方
 - 給与所得者で、給与以外に所得があった方、または2か所以上から給与の支払いを受けた方
 - 雑損控除・医療費控除等を受けようとする方
 - 前年中（平成23年1月1日～平成23年12月31日）に所得がなく、どなたの控除対象配偶者や扶養親族となっていない方
 - 所得税の確定申告で申告していない20万以下の所得がある方
- ## ◆佐久税務署での確定申告
- 所得税の確定申告は、税務署が受け付けるものです。特に、次のような方は税務署での確定申告をお願いします。
- 税務署から申告書が届いた方
 - 居住用家を新築・購入・増築などをし、初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする方
 - 土地や建物の売却、または、買い替えや交換などのあった方
 - 消費税や相続税に関する相談のある方

◆市県民税申告書を提出 しなくてもよい方

○税務署へ平成23年分の所得税の確定申告書を提出する方（すべての所得について申告している場合）

○1か所からの給与のみで、ほかに所得がなく、勤務先から佐久市へ「平成24年度給与支払報告書」が提出されている方

○前年中（平成23年1月1日～平成23年12月31日）に所得がなく、同一世帯内で扶養親族になっている方（ただし、国民健康保険に加入されている場合は、申告が必要です。）

◆申告相談に必要なもの

- 申告書
- 印鑑
- 給与や年金の源泉徴収票
- 賃金などの支払証明書
- 事業所得や不動産所得のあった方は、収入と支出の状況が分かる帳簿や伝票（収支内訳書を事前に作成していただきますと、申告がスムーズになります。）
- 農業所得があった皆さんは、収支内訳書が市役所から送付された収支計算書または収入と支出の状況が分かる帳簿や伝票（収支計算書を事前に作成していただきますと、申告がスムーズになります。）

- 生命保険料などの支払証明書
- 身体障害者手帳や戦傷病者手帳等
- 国民年金保険料の支払いをした旨を証明する書類
- 医療費の領収書

◆申告書の請求

市役所税務課、各支所総務課庶務税務係、各出張所の窓口または当日の申告会場の受付でご請求ください。
インターネットのできるパソコンとプリンターをお持ちの方は、市のホームページから申告書の様式を印刷することもできます。

◆申告相談の会場

市県民税の申告相談会場は、申告相談対象の地区により、日程と申告相談会場を指定させていただいております。

日程などは、次ページ以降の市県民税申告相談日程表のとおりです。この日程は、申告相談会場の混雑を解消するために設けさせていただきました。この日程以外の会場にお越しいただいた場合は、申告の時間が長引いてしまう場合がありますので、日程どおりの申

市のホームページアドレス
<http://www.city.saku.nagano.jp>

市県民税

申告相談期間

2月16日(木)～3月15日(木)

申告相談に、ご協力をお願いします。
各会場とも大変混雑します。状況により、お待ちいただく時間が長くなる場合もございます。
なお、駐車場が狭いため、車でのお越しはできるだけご遠慮ください。

◆申告相談会場の時間

市県民税の申告相談時間は、今年より開始時間を30分早め、各会場とも午前8時30分から午後4時までです。ただし、会場の状況により時間は前後することがありますので、ご了承ください。なお、お呼びした時に不在の場合は、順番を変えさせていただくことがありますので、ご注意ください。

◆郵送による申告

所得税の確定申告が不要で市県民税の申告をする方は、郵送による受理も行っています。この場合、事業所得や不動産所得のあった方は、収入と支出の状況を記入してください。給与や年金の源泉徴収票など所得を証明できる書類のほか、生命保険料などの所得控除を受ける方は、その証明書など必ず添付してください。

なお、遺族年金、障害年金や失業給付など非課税所得だけの方に

も、市役所から申告書が郵送されることがあります。この場合には、住所、氏名、電話番号、受給の状況などを申告書に記入し、押印のうえ返送してください。
申告書の記入や添付書類が不備の場合は、受理できませんので、ご注意ください。

【郵送先】

〒385・8501
佐久市中込3056
佐久市役所 税務課 市民税係

◆申告相談に関するお問い合わせ

○税務課市民税係
Tel 6213040 (直通)

○臼田支所総務課庶務税務係
Tel 8213111 (内線273)

○浅科支所総務課庶務税務係
Tel 5812001 (内線29)

○望月支所総務課庶務税務係
Tel 5313111 (内線115)

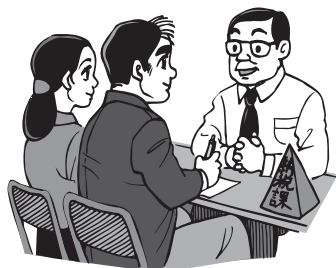
◆国民健康保険加入の皆さんへ

◎確定(市県民税)申告をされていない場合には、国民健康保険税の軽減が受けられません。

国民健康保険に加入されている方は、原則として申告書の提出が必要です。これは、前年中に所得がなかったり、世帯の所得が一定額以下の場合には、国保税の軽減が受けられるためです。しかし、申告がないと軽減が受けられません。特に障害年金や遺族年金などの非課税所得のみの方は、申告書へ受給内容を記入して申告してください。

■国民健康保険に関するお問い合わせ

○国保医療課 国保係
Tel 6213164 (直通)



●市県民税の申告相談日程は次ページをご覧ください。

告相談日程表

お住まいの地区により、日程と申告相談会場をご確認のうえ、ご来場ください
日程表どおりの申告に、ご協力をお願いします

臼 田 地 区					浅 科 地 区				望 月 地 区			
日 程			臼田支所会場 (臼田支所2階第1会議室)		浅科支所会場 (浅科支所1階東会議室)				望月支所会場 (望月支所3階中会議室1)			
			申告相談対象地区		申告相談対象地区				申告相談対象地区			
月	日	曜	午前(8時30分～12時)	午後(1時～4時)	午前(8時30分～12時)	午後(1時～4時)			午前(8時30分～12時)	午後(1時～4時)		
2月	16	木	緑ヶ丘・泉が丘	湯原	塩名田東部				布施地区(御牧原・百沢・牧布施・式部)			
	17	金	千曲台・若葉田島	中小田切南・上下小田切	塩名田中部				布施地区(入布施・抜井)			
	20	月	臼田勝間城山	三分	塩名田西部 県営住宅	塩名田舟久保			布施地区(中居・雁村・大木・藤巻・一の原・長者原・東長者原・中石堂)			
	21	火	西日向 中小田切中・下	湯原新田	御馬寄東部				春日地区(下の宮・善郷寺・高橋・北春)			
	22	水	入沢4～6	上小田切 西上・西下	御馬寄西部				春日地区(上新・金井・堀端・大西・向反)			
	23	木	丸山・川原宿 大奈良	大奈良	御馬寄市営住宅 庄の上	駒寄			春日地区(竹之城・新田・湯沢)			
	24	金	宮代	原	上原				春日地区(新町・宮之入・三明)			
	27	月	下越5～8	下町	上原	下原			春日地区(茂沢・入新町・岩下・入片倉)			
	28	火	宮本・中央	伊勢	下原				本牧地区(長坂・城下・東町・八千代町・神田町・末広町・金井町・栄町・昭明町)			
	29	水	上荒・中荒	下荒・横山	中原				本牧地区(本町・上本町・西町・県町・古宮・御桐谷町・吹上町)			
3月	1	木	本郷・栗ノ木	滝・下越団地・竜岡	矢嶋下				本牧地区(印内・印内原 茂田井・観音寺)			
	2	金	清川	田口中町	矢嶋上	鶴沼			協和地区(片倉・西長者原)			
	5	月	城下・稲荷	下越1～4	八幡上町				協和地区(比田井)			
	6	火	赤谷・入沢1～3	入沢7～8・月夜平 十日町・岩水	八幡中町				協和地区(天神・協東・協西)			
	7	水	旭ヶ丘・上中込	上中込	八幡本町				協和地区(高呂・大谷地)			
	8	木	北川勝間 臼田中町	住吉	八幡宮本	八幡大平			協和地区(小平・三井)			
	9	金	美里4～7 平・三条	三条	八幡桑山				指定日に申告できなかった皆さん(望月地区)			
	11	日	指定日に申告できなかった皆さん(臼田地区)		指定日に申告できなかった皆さん(浅科地区)							
	12	月	諏訪	美里1～3	八幡入の沢	御牧原						
	13	火	指定日に申告できなかった皆さん(臼田地区)		御牧原							
	14	水			指定日に申告できなかった皆さん(浅科地区)							
	15	木										

市県民税申

2月16日(木)から3月15日(木)までの期間です

※ 3月11日(日)は日曜申告相談を行います

佐久地区

日程			地区会場			佐久市役所会場 (佐久市役所 8 階大会議室)	
			会場名	申告相談対象地区		申告相談対象地区	
月	日	曜		午前(8時30分～12時)	午後(1時～4時)	午前(8時30分～12時)	午後(1時～4時)
2月	16	木	※地区会場はありません			中央区南町 前林・三石	杉の木・石神 権現堂
	17	金	東会館	志賀下宿・志賀中宿 志賀上宿	安原・駒込	三河田・三家第1	横和・三家第2
	20	月	東会館	新子田	東地・西地・五十貫	中央区北町第二	中央区北町第一
	21	火	佐久浅間農協 中佐都研修センター(新館)	常田・根々井塚原	赤岩・平塚	伊勢林	駒場
	22	水	佐久浅間農協 中佐都研修センター(新館)	上塚原・下塚原	根々井・大塚	橋場南・橋場西 橋場東	佐太夫町・中込新町
	23	木	佐久浅間農協 岸野支所	今岡・沓沢・日向 熊久保・東立科	平井・糠尾・下平	猿久保東	猿久保
	24	金	佐久浅間農協 岸野支所	下県西・相浜	下県東・竹田	瀬戸中・瀬戸南	西耕地・瀬戸東
	27	月	佐久浅間農協 平根支所	横根・下平尾	上平尾	※市役所会場はありません	
	28	火	佐久浅間農協 高瀬支所	大和田・落合・北岩尾	南岩尾・今井・白山		
	29	水	佐久浅間農協 平賀支所	荒家・北口・平賀下宿 平賀中宿・平賀上宿	北耕地・平賀新町 太田部・常和南・常和北		
3月	1	木	荒田集会場	小田井下宿・荒田	西屋敷		
	2	金	大沢地区 社会体育館	大沢下町・大沢中町 大沢新田	地家・大沢上町 大地堂		
			前山地区会館	小宮山・前山南 洞源・泉	前山北中・美笹 弥生が丘		
	5	月	佐久浅間農協 内山出張所	町下・町中・町上 朧水・中村	松井・相立・苦水 大月・黒田		
			野沢会館	野沢本町・中小屋 取出町	十二町・原・鍛冶屋		
	6	火	野沢会館	本新町・泉野・上桜井 中桜井・下桜井	田町・高柳・跡部 三塚・北桜井		
	7	水	浅間会館	住吉町・西本町 稻荷町	荒宿・相生町		
	8	木	浅間会館	本町・大和町 花園町・上の城・一本柳	長土呂・紅雲台		
	9	金	※地区会場はありません			指定日に申告できなかった皆さん(佐久地区)	
	11	日					
	12	月					
	13	火					
	14	水					
	15	木					

ご存知ですか？ 税制改正

◆住民税（市民税・県民税）の年少扶養控除が廃止されます。

「所得控除から手当てへ」等の観点から、子ども手当てが創設されたことに伴い、平成24年度の個人住民税から、平成24年度の年少扶養控除が廃止されます。

これに伴い、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、年齢16歳以上の扶養親族とされます。

なお、年少扶養対象者が障害者である場合は、扶養控除の適用はありませんが、障害者控除は適用となります。

また、扶養者が寡婦（寡夫）控除の適用を受ける際には、年少扶養控除対象者も判定の基準となります。

◆住民税の16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ分が廃止されます。

高校の授業料無償化に伴い、

平成24年度の個人住民税から、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ分（12万円）が廃止され、扶養控除の額が33万円とされます。

これに伴い、特定扶養親族の範囲が、扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の扶養親族とされます。年齢が19～23歳未満の方の扶養控除額は以前と変わらず45万円のままです。

◆住民税の同居の特別障害者に対する障害者控除の見直しが行われます。

扶養控除の見直しに伴い、居住者の扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、扶養控除または配偶者控除の額に23万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額（30万円）に23万円を加算する措置に改められました。

これにより、平成24年度の個人住民税から、同居特別障害者

の場合の障害者控除の額は53万円になります。

◆住民税の平成24年度の配偶者控除・扶養控除・障害者控除の額

控除区分	被扶養者の年齢	控除額
配偶者控除	70歳未満（一般配偶者）	33万円
	70歳以上（老人配偶者）	38万円
扶養控除	0～16歳未満	廃止
	16歳以上19歳未満（一般扶養）	33万円
	19歳以上23歳未満（特定扶養）	45万円
	23歳以上70歳未満（一般扶養）	33万円
	70歳以上（老人扶養）	38万円
障害者控除	一般の障害者控除	26万円
	同居特別障害者以外の特別障害者	30万円
	同居特別障害者（創設）	53万円

◆住民税の寄付金控除について、寄付金税額控除の適用下限額が2,000円に引き下げられます。

寄付文化の裾野を広げるため、寄付金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられます。

◆上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率が延長されます。

現行の上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%・個人住民税3%）は、公平性や金融商品間の中立性の観点から、20%本則税率（所得税15%・個人住民税5%）とすべきですが、景気回復に万全を期すため、平成25年末まで2年間延長することになりました。

◆東日本大震災に係る雑損控除の特例が受けられます。

東日本大震災により、その者

と生計を一にする配偶者等が所有する住宅や家財、車両の損失金額についても、所得割の納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以降の年度分の個人の道府県民税および市町村民税の雑損控除額の控除および雑損失の金額に控除の特例を適用することができず。なお、雑損控除を適用しても控除しきれない損失額については、繰越期間が現行の3年から5年に延長されます。

（市県民税の申告相談期間）

平成24年
2月16日(木)～3月15日(木)

申告相談期間中の申告をお願いします

お問い合わせ 税務課 市民税係

☎62-3040（直通）